別紙様式第三号12を次のように改める。

12　共通収益及び費用配賦率

共通収益配賦率	基金平均残高割	一般資金等	近代化資金	%
			農業改良資金及び青年等就農資金	%
			旧農業改良資金及び旧就農支援資金	%
			主務大臣指定資金等	%
			うち金融公庫資金等	%
			その他資金	%
共通費用配賦率	保証平均残高割	一般資金等	近代化資金	%
			農業改良資金及び青年等就農資金	%
			旧農業改良資金及び旧就農支援資金	%
			主務大臣指定資金等	%
			うち金融公庫資金等	%
			その他資金	%
	保証件数割	一般資金等	農業改良資金及び青年等就農資金	%
			旧農業改良資金及び旧就農支援資金	%
			主務大臣指定資金等	%
			うち金融公庫資金等	%
			その他資金	%

附　則

この命令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行し、同日に開始する事業年度から適用する。

省　令

○厚生労働省令第二十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日　　厚生労働大臣　田村　憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備等（第一条―第十五条）
第二章　経過措置（第十六条―第六十五条）
附則

第一章　関係省令の整備等

（厚生年金基金規則の廃止）

第一条　厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）は、廃止する。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第二条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　確定給付企業年金間の移行等（第八十七条の二―第九十六条）」を「第七章　確定給付企業年金間の移行等（第八十七条の二―第九十六条の二―第九十六条の四）」に改め、「による中途脱退者等に係る措置」を削り、「第百四条の九」を「第百四条の二十六」に、「第百二十二条の二」を「第百二十二条」に改め、「第十一章　他の年金制度との間の移行等（第百二十三条―第百四十三条）」を削る。

第一条中「第一条第一項」を「第一条」に改め、第三号及び第四号を削る。

第四条第一項第六号中「厚生年金基金の規約（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十一条第一項に規定する規約をいう。以下同じ。）その他」を削り、同条第三項中「前項」を「第一項」に、「給付に要する費用の予想額の現価に相当する額」を「数理債務の額（給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）」に改め、「下回らない」の下に「ことが確実に見込まれるもの（以下「受託保証型確定給付企業年金」という。）であって、加入者又は加入者であった者が存在しない」を加え、「受託保証型確定給付企業年金」を「閉鎖型受託保証型確定給付企業年金」に改め、「、第一項第三号」の下に「、第五号及び第六号」を加える。

第五条第三号中「により規約型企業年金」の下に「（同項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。）」を加え、「若しくは第八十一条第二項」を「又は第八十一条第二項」に改め、「又は法第百十条の二第三項若しくは第百十一条第二項の規定により事業主が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合」を削り、同条第四号中「第百十七条第一項」を「第八十二条の二第一項」に改める。